

**日程第17 議員提出議案第2号 女性差別
撤廃条約選択議定書の批准を求
める意見書について**

○議長（中西峰雄君）日程第17 議員提出議案第2号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書について を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

14番 土井君。

〔14番（土井裕美子君）登壇〕

○14番（土井裕美子君）それでは、意見書の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書。

あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった「女性差別撤廃条約（以下本条約）」が1985年に批准されて以来、男女雇用機会均等法や男女共同参画基本法の制定、家庭科の共修化などの施策が進んだ。しかし、残念ながら4世紀近くを経た現在も社会、結婚、地域、雇用等、さまざまな分野で今なお女性に対する差別は解消されておらず、女性差別の是正は国際的に見ても遅れている。

本条約の実効性を高めるため、個人通報制度と国連女性差別撤廃委員会（以下委員会）の調査制度を定めた「女子差別撤廃条約選択議定書（以下議定書）」は、1999年の国連総会で採択され、2000年12月に発効、現在までに世界で99カ国が批准している。

しかし、日本政府は個人通報を受理した委員会の見解と我が国の裁判の内容が異なる場合など、司法権の独立を侵すおそれを理由にいまだに批准していない。経済協力開発機構

（OECD）加盟国で、未批准国はアメリカと日本の2カ国のみである。

2003年夏、委員会は、日本政府に対して「選択議定書により提供される制度は、司法の独立性を強化し、女性に対する差別への理解を進める上において司法を補助するものであると強く確信している」と批准を「勧告」しており、今年7月23日にニューヨークで行われた審議でも批准の重要性が指摘された。

加えて、昨秋以降の未曾有の経済・金融危機の中、妊娠、出産を理由にした不利益な扱いや、育児休業などを理由にした女性の解雇などが急増していることから、妊娠中の女性に特別の保護を与えることを定めている本条約の徹底が緊急の課題となっており、地方議会もこうしたことへの取り組みを迫られている。

一方、政府は、男女共同参画社会基本法の理念の実現を「21世紀の最重要課題」と位置付け、「選択議定書」についても、2000年9月の男女共同参画審議会答申において「男女共同参画の視点から積極的な対応を図っていく必要がある」と明記され、批准へ積極的姿勢を示している。

こうした現状に即し、日本における女性差別撤廃の取り組みの強化を促す選択議定書の批准を早急に実施するよう求める声が各地から上がっている。本条約が真の実効性を持ち、男女の人権がともに保障される男女平等社会の実現を促進するためにも、選択議定書の批准が求められている。

よって、橋本市議会は国会及び政府に対し、選択議定書採択10年の節目に当たる本年こそ、選択議定書を批准するよう強く求めるもので

ある。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年12月18日、橋本市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、少子化対策・男女共同参画担当大臣でございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第2号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第2号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議員提出議案第3号 後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書について

○議長（中西峰雄君）日程第18 議員提出議案第3号 後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書について を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書について、朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を国民健康保険や健康保険から追い出して強制的にこの保険に加入させることによって、すべての高齢者から保険料を徴収するとともに、受診内容に制限を設ける「別建て診療報酬」まで実施した。また、保険料を年金から天引きし、滞納者に対しては、短期保険証や資格証明書を発行して保険証を取り上げるといった老人保健時代にはないことも導入された。しかも、保険料は2年ごとに見直し義務付けられ、際限なく値上げされる仕組みまでつくられた。

この保険制度は、年齢によって医療に差別を持ち込むものであり、制度の存続は被保険者である高齢者にとっては耐えがたいものにならざるを得ない。

このような内容を持つ制度だからこそ、民主党は制度の速やかな廃止を求め、廃止法案を参議院に提出していた。

しかし、厚生労働省は、来年度予算の概算要求で、保険料の上昇を抑制する措置等について、金額を明示しない事項要求にとどめている。

国民世論は、後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求めている。よって、本議会は、後期高齢者医療制度を直ちに廃止し、老人保健制度に戻すとともに、国民の負担が増大しないよう、国民健康保険制度等への財政措置を含む必要な手だてを講じることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。平成21年12月、橋本市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣。

以上です。議員各位のご賛同、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中西峰雄君）説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）民主党も共産党もその他の人も、後期高齢者医療制度の即時廃止と言うてたんですけども、民主党は政権をとったら、いや、それは難しいと。政権をとる前からわかっていることなのに、それは難しいさかいに、2年ぐらい先にまた考え直すと、抜本的に考え直すというふうなことを言っています。それは無責任な話で、難しいということは、結局は今こういう制度が動き出していると。即時廃止してどないするか。事務的に大混乱して、保険制度がむちゃくちゃになると。こんなこと、普通の能力ある考えやったらわかりますけど、じゃあ、かわりに復帰するためにどれだけ時間がかかるか、そのためにどういう犠牲が出てくるか、予想しておられるかちょっと伺います。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）松浦議員のご質問にお答えをしたいと思います。

この速やかな廃止を行うと保険制度がむちゃくちゃになると、こういうご心配のようで

ありますけれども、この意見書で申し上げているのは、従来の保険制度に戻すということをお願いしているわけでございまして、市の担当課の話もお聞きしましたけれども、もとに戻す、老人保健制度に戻すということであれば、そんなに難しいことではない、このように現場でもおっしゃっておられますけれども、もとの制度に戻すと。これが言ったんですよ。このことを求めています。

なぜ速やかにと申すかと申し上げれば、厚生労働省の試算によれば、来年度4月から、この後期高齢者医療制度の保険料が全国平均で13%を超える値上げというのが必要だと、こういう報道も出ています。さらにこうした負担を求めていくということではなしに、今速やかに廃止をして、そしてもとの制度に戻して、どうしても必要だと、この保険制度の体制が必要だということであれば、もっと国民の皆さんに納得のいただく制度、一定期間かかってでも国民の皆さんに同意を得られる、そういう新たな制度をつくるべきだと、このように考えるものです。

以上です。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）もとに戻すのに何年かかるか、何カ月かかるか、その犠牲はどうかというお話を伺ってるんですけども、まったく答えがないので。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）もとに戻す場合は、現制度を廃止をするわけですから、これは法律ですので、当然、国会の場で、いわゆる廃止法案なるものが通るといふことが必要かといふふうに思います。犠牲とおっしゃいますけれども、これは被保険者にとって、現在の制度を続けることこそが大きな犠牲を強いることになるので、要するに廃止までの期間を言われたら、僕は国会議員ではないので、さあ

それはもう今だったら通常国会で廃止法案を可決するということになると思います。通常6月頃までやっていますので、長くかかっても半年間で廃止というのは成立するし、またそのときにもとに戻すと、老人保健に戻すということにすれば、極めて速やかにことは進んでいくと、このように考えます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君、答弁もれ指摘願います。

○4番（松浦健次君）今指摘して答弁やってくれたので、2回目の質問をさせていただきます。

話としてはそれでいいですけども、具体的にどれをどういうふうにやっていくかという、やる人の立場も考えて、自分でも立場変わったらそれをやっていけると、だからやりなさいというならわかるけども、雲をつかまえるような話を何ぼしても、耳ざわりはいいけども、できないようなことを言っているように思えますので、私は反対です。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）提案者の方に少しお尋ねをします。この意見書の内容の中で、特に上段のほうに、この2年の見直しが義務付けられて、限りなく値上げされる仕組みがつくられたと、これは不安をあおるような言葉になっておりますけども、どういった値上げされる仕組みなのか説明願います。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）この制度は、自公政権のもとでつくられたということで、質問されている議員のほう詳しいのかもわかりませんが、まず、医療費全体の1割を後期高齢者医療制度で負担するということになっています。したがって、医療費が上がれば保険料は上がる、こういう仕組みですね。それから、高齢者の人数が増えれば増えるほど、この保険料は上がる。そういうシステムになってい

ます。ちょっと数字は忘れてはいたけれども、厚生労働省の試算でも現在の保険料が2倍になるという、いわゆる天井知らずで2年に一度です。ご存じのとおり、介護保険制度は3年に一度なんですけど、この後期高齢者医療制度の場合は2年ごとに保険料が上がっていく、こういうことは確信をもって言えるというふうに思います。

かつて政権党でありましたので、そうした点についてはご存じかと思ったんですが、そんなところですよ。よろしいでしょうか。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）意見書を出される側からしたら、そういうふうな見方があるかもわかりませんが、この保険制度、要するに健康保険といろいろと保険制度の抜本的な改革をするために、当時の与党はこういった後期高齢者の医療制度というものを導入いたしました。私も内容はよく知ってますけども、説明の中では限りなく値上げをするような仕組みにあるという、極端にそういうふうな発言、感じで説明をされているので、いかななものかなというふうに思いました。

ただ、もう一点聞きたいのは、提案者は、この健康保険制度、国民皆保険に対しての将来の負担増に関しては、どのように考えておられるのかなというふうに。ただ、後期高齢者とは分けたというのは、やはりそれを中心の一つの医療制度を考えた上の制度であるので、ただ提案者が戻せよと、そうした場合には国民皆保険からして、国民健康保険、社会保険とかいろいろありますけども、企業の保険制度もありますけど、全体の医療の部分について、将来推計からすればやっぱり30兆円とも40兆円とも言われているんですよ。そこら辺の話が、どういうふうに考えておられるのかなということでお聞きしたいんです。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）なかなか質問の意図するところがつかみにくいんですが、要は、後期高齢者医療制度を廃止して、医療費全体の負担が増えていくのに対して、どうしようと考えているのかということだと理解した上で、この高齢化社会等の到来をはじめ、医療関係、いわゆる日進月歩ということで、どんどん医療費等は増大をしていくということは当然のことだというふうに思います。

ただ、この後期高齢者医療制度によって、ゼロ歳から74歳までの国民と、そして75歳以上の高齢者の方を、医療の分野で差別をするというところが一番問題だというふうに思っています。実際にそうした中身になっています。なっているというところが大事です。

申し上げたいのは、国民健康保険に関する討論でも申し上げてきたんですが、やはりどれだけ国がこうした制度に負担、いわゆる国の負担金を増額していけるかだというふうに認識をしています。ここをしっかりと行わない限り、国民健康保険もそうですが、国民、市民負担はもう天井知らずに増え続けると。

ですから、新政権が誕生したわけですし、こうした点でぜひとも国の負担を増額していただくことで、いわゆる国民、市民の負担を軽減していくべきだと、私は基本的にはこのように感じています。

もう一点、どうしても国民皆保険制度というのは、これは守っていかなければいけない制度だと。これを守り発展させていくと。そういう点で、やはり国の政治というものが非常に大きい、このように認識しています。

以上です。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

9番 上田君。

〔9番（上田良治君）登壇〕

○9番（上田良治君）後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書に、私は反対の立場から討論を行います。

我が国の国民総医療費は、約30兆円以上の財源を要しております。そのうち、老人医療費が約11兆円となっており、2025年には約25兆円に伸びると予測をされております。このように保険財政が破綻寸前の現状の中で、年々増え続ける高齢者の医療費を国民みんなで支え、安心して医療が受けられるよう創設されたのが後期高齢者医療制度であります。この壊滅寸前の従来の老人保健制度に戻すことになれば、若い世代の負担がますます増えることとなります。この制度の特徴としましては、医療費の5割を公費負担、4割を若い世代の負担、そして残りの1割を高齢者の保険料として、財源の内訳を明確にして、これらの超高齢化社会に備え、皆保険制度を維持していくために、どうしても必要な制度であると私は思います。

また、この制度については国民の批判も多くあったことから、高齢者の皆さまのさまざまな生活状況を考慮しながら運用改善をされてきております。批判するだけで何ら手を打たなければ、国民皆保険制度の維持は到底かなわないということを認識していただきたい

と私は思います。

高齢者の皆さんが、いつまでも安心して医療を受けられるよう創設したのが後期高齢者医療制度であります。したがって、後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書に理解を示すことは到底できません。皆さまには、本制度の趣旨を十分ご理解いただきますよう、強く願うところであります。

以上、私の意見を申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（中西峰雄君）ほかに討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）賛成の立場から討論を行います。

そもそも、この後期高齢者医療制度がつけられたのは、社会保障料の自然増を毎年2,200億円削減するという、そのためにつけられたといいますか、社会保障にかかる財源を減らすためにつけられたというのがそもそもの起りです。私、この秋に研修会に参りましたが、そのときの講師の先生は、はっきりとおっしゃいました。75歳以上の人だけの保険をつくっている国は日本だけであると。それはなぜであるかといいますと、高齢者は医療にどうしても費用がかかります。そういう費用のかかる高齢者だけの医療保険をつくれれば、破綻しているのは、破綻を見るのも明らかだと。だから、外国ではこういう保険はつくらないんだとはっきりとおっしゃいました。

2年ごとの保険料の見直し、先ほどもお話がありましたけれども、この4月では13%ほど値上がります。その中には、75歳以上の高齢者が増えた割合でも値上げの分が含まれております。2年ごとに確実に保険料が上がっていけば、高齢者の皆さんは多くの方が年金で

生活をされております。年金は増えないのに保険料が上がっていく。これではとても生活そのものの保障がありません。本当に高齢者をいじめる冷たいこの後期高齢者医療制度、これは速やかに廃止し、そして、国民みんなが納得できるような医療制度を構築していく、このことが何よりも大事であると考えます。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（中西峰雄君）ほかに討論する方ありませんか。

11番 岩田君。

〔11番（岩田弘彦君）登壇〕

○11番（岩田弘彦君）意見書に対して反対の立場で討論いたします。

わかりやすい話なんです、後期高齢者医療制度をもとに戻すというところが、私は気になるわけです。もともと、平成11年か12年ぐらいやったと思うんですが、国のほうでも、その時は一野党を除いて全員、今の制度ではやっていけなくなるよという中で、どう変えていこうというお話やったと思うんです。どう変えていこうという中で出てきたお話が後期高齢者医療制度やったと。それが国民に受け入れられない制度であるということで、今の国政選挙の中でも問われて、新しい、それはだめやという方向に今あると思います。で、直さんなん。直さんなんのを、このままやったらあかん制度に戻して、また新しい制度に直す、それならば私は、先にこういう新しい制度に変えますのでというのがないと、二度手間になると思います。

ですので、私といたしましては、国民の皆さまとともに、後期高齢者医療制度がだめなのであれば、将来を見据えた新しいこういう制度をつくりますので、後期高齢者医療制度をそっちに変えます、そういう意見書を私は出したいぐらいなんです。ですので、単に廃止してもとに戻す、そこから先はわからない

という意見書については、申しわけないんですが、後期高齢者医療制度はええとは思っていませんけども、それにつきましては賛同しかねますので、反対とさせていただきます。

○議長（中西峰雄君）ほかに討論する方ありませんか。

賛成ですか、反対ですか。

13番 瀧君。

〔13番（瀧 洋一君）登壇〕

○13番（瀧 洋一君）私は、後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、11番議員からも討論がございました。確かに、この後期高齢者医療制度、大変お年寄りを苦しめる制度であるというのは間違いのないことだと考えております。その理由については、提案者からも、また2番議員の賛成討論の中でも明らかになったものであると思いますので、その点は私からは訴えをさせていただきますが、何より、さきの総選挙、なぜこの政権交代が起こったのか。大きくお年寄りの方、私たちのこれからの将来に不安を感じ、何とかこの制度を廃止していただきたい、そんな思いが政権交代につながりました。この国民の声を反映していく、これが私たちの義務であり、市民の声を代弁していく市議会議員としての仕事ではないでしょうか。

また、今11番議員からも、この制度は良くはないんだけども、もとに戻すんじゃなく、新たな制度を先につくってから廃止を訴えるべきではないか、このようなお話もございました。それも確かに一理あるかもしれませんが。しかし、今この大変苦しい状況の中、また来年度から13%を超える保険料の値上げ、私たちの生活、待ってられないんです。とりあえず、まず戻していく。私も民主党の一員でございますが、政府に対してしっかりと即時の

廃止、ものを申していくべきだと考えております。

以上、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

4番 松浦君。

〔4番（松浦健次君）登壇〕

○4番（松浦健次君）反対討論の中で出てきた意見については重複するので申し上げますが、とにかく選挙で即時廃止と言うて、民主党も共産党も言うてきたけども、いざ政権とったらこれは難しいと。即時廃止、どこかへ飛んでしましましてね。それはやっぱり国民を欺いたことで、すぐできると言うて、わしが政権とったらやるんだと。それで2年先にどうのこうのと、そういう詐欺みたいな話でね。やっぱり自分がその立場に立ったら、現実にやろうと思ってもできないとか、そういう現実の困難さに直面したときには、できないこと。民主党を信用するとしたら、やっぱり難しいんやろうなど。これは後期高齢者医療制度自体が問題なしとしないですけども、これは改善していったらいい話で、また、改善すると言うておるんですから、即時廃止して次どうするかというたら何の展望もないのに、無責任なこういう意見書には反対です。

以上です。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第3号 後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中西峰雄君）起立少数であります。

よって、議員提出議案第3号は否決されま

した。

お諮りいたします。

ただ今意見書案1件が議決されましたが、その字句、数字その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。